

違反事実及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」に基づく処分日車数の算出

(平成28年8月5日及び8月29日に行った監査時における南東北営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準 日車数	適用
1	<p>輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>①初任運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。 【受診なし4名】 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)</p>	10日車	受診なし2名以上
2	<p>一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争を行っていた。 (道路運送法第30条第2項)</p> <p>①社会保険等の加入義務者を社会保険等に加入させていなかった。</p>	10日車	一部未加入

処分日車数

20日車

備考

- ① 「処分日車数」については、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成28年11月25日付け公示第67号)附則2に基づき、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月27日付け公示第40号)3.(2)に定めるところにより算出したものである。

事業改善措置の概要

番号	違反事項	改善措置
1	<p>初任運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。</p> <p>(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)</p>	<p>指摘された乗務員（全乗務員出向契約者）について、H28.9.10より順次出向契約を解消済。</p> <p>今後、乗務員については自社採用の乗務員を選任するよう努めるとともに確実に適性診断を実施する。</p> <p>人員不足等においてやむなく出向契約乗務員の選任を要する場合は、適性診断についての受診状況のチェックを厳しく行った上で受け入れを行う。</p> <p>なお、指摘を受けた乗務員の出向元事業者へはフィードバック済み。</p>
2	<p>一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争を行っていた。</p> <p>(道路運送法第30条第2項)</p> <p>社会保険等の加入義務者を社会保険等に参加させていなかった。</p>	<p>指摘された乗務員（全乗務員出向契約者）について、H28.9.10より順次出向契約を解消済。</p> <p>今後、乗務員については自社採用の乗務員を選任するよう努めるとともに社会保険等もれなく加入させる。</p> <p>人員不足等においてやむなく出向契約乗務員の選任を要する場合は、社会保険等の加入状況のチェックを厳しく行った上で受け入れを行う。</p> <p>なお、指摘を受けた乗務員の出向元事業者へはフィードバック済み。</p>

違反事実及び「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切
旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」に基づく
処分日車数の算出

(平成28年9月15日に行った監査時における本社営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準 日車数	適用
1	届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。 (道路運送法第9条の2第1項)	20日車	運賃料金変更 事前届出違反

処分日車数

20日車

備考

- ① 「処分日車数」については、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成28年11月25日付け公示第67号)附則2に基づき、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月27日付け公示第40号)3.(2)に定めるところにより算出したものである。

事業改善措置の概要

違反事項	改善措置
<p>1、届出を行った旅客の運賃及び料金の收受を適切に行っていないかった (道路運送法第9条の2第1項)</p>	<p>①社内で運賃プロジェクトチームを発足し、下限運賃、上限運賃が適正に守られているかを二重にチェックするようにしました。</p> <p>②お客様に対して、今回行政処分を下された件に対して説明し適正運賃を收受することになりました。</p> <p>③運賃算出に関して、下限ぎりぎりでは算出するのではなく、余裕をもって算出するよう、営業部に指導しました。</p>